

土岐市グリーン購入基本方針

1. 目的

この方針は、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に基づき、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）をよりいっそう推進することにより日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図るとともに、市が率先してグリーン購入に取り組むことで、市民や事業者の取り組みを喚起し、環境に優しいまちづくりを促進することを目的とする。

2. グリーン購入の定義

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

3. 適用範囲

土岐市役所および土岐市役所の全ての出先機関で実施する。

4. 基本原則

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた品質や価格に加え下記の点に特に配慮する。

1. 資源やエネルギーの消費が少ないこと
2. 長期間の使用が出来ること
3. リサイクル可能であること
4. 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
5. 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと
6. 文具類等で詰替えが可能なものは、詰替え品を購入すること

また、環境に配慮した物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

5. 特定調達品目

市は重点的にグリーン購入を推進する物品(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断の基準、調達の目標等を毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

1. 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品を購入するものとする。
2. 特定調達品目に該当する物品等を調達する際に、やむを得ない理由で判断基準を満たさない物品を購入する場合はその理由を明らかにしておくこと。
3. 特定調達品目以外の物品等の調達についても、できる限り基本原則に従って環境負荷の

低減に十分配慮した物品等を調達するものとする。

《参考》「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 環境省

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)

「グリーン購入ネットワーク」 (<http://www.gpn.jp/>)

「エコ商品ねっと」 (<http://www.gpn.jp/econet/>)

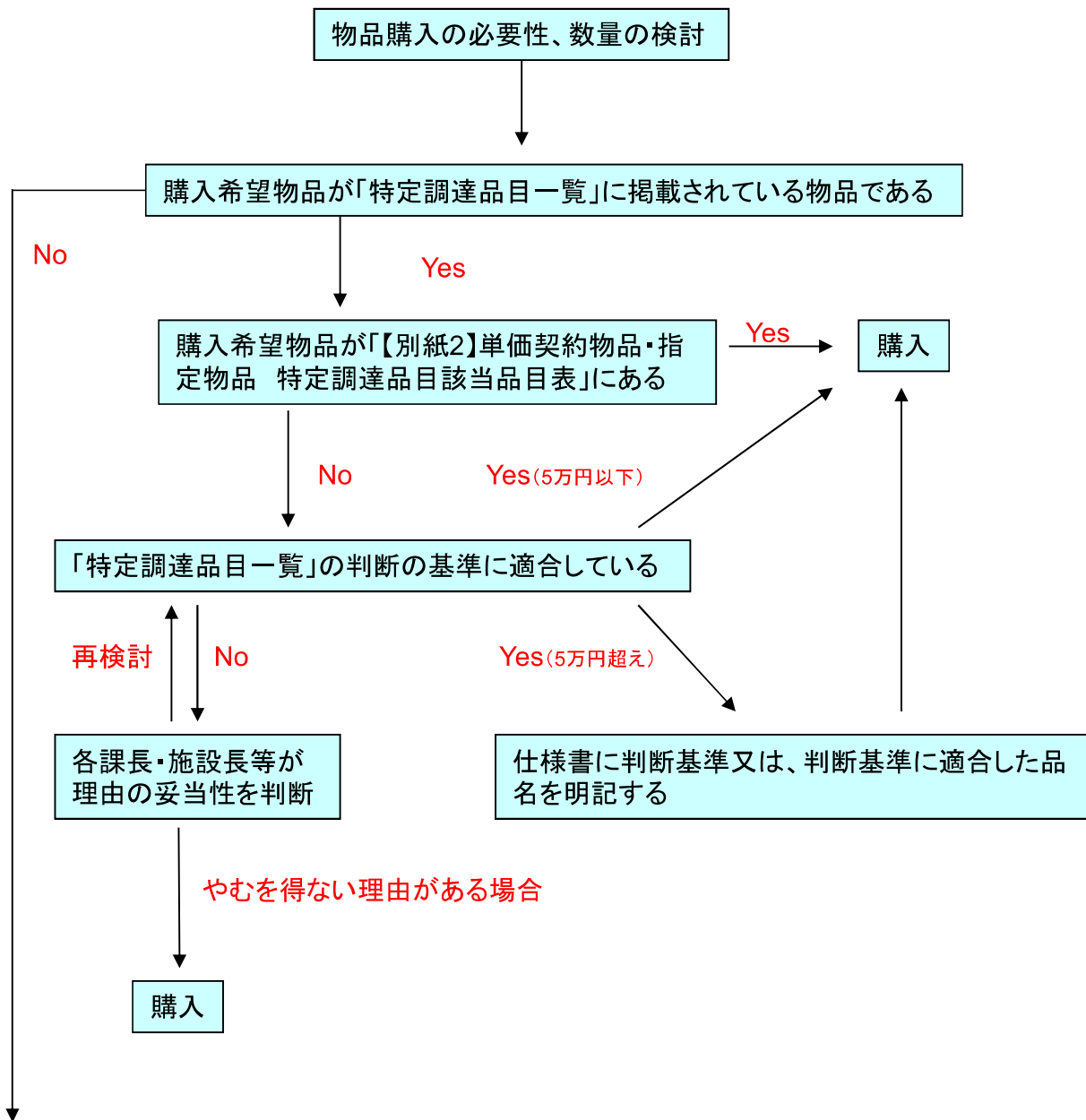
6. グリーン購入の推進

基本方針に従い、グリーン購入の周知・徹底を図ると共に、市民・事業者に対しても積極的な普及・啓発に努める。

7. その他

1. 「特定調達品目一覧」の判断基準に従うことで割高となってしまう場合、予算の範囲内で対応できればこの基準に従うことを原則とするが、著しい価格差が生じる場合には各課長・施設長等の判断に委ねる。
2. 土岐市グリーン購入を推進するに当たっては、別紙「土岐市グリーン購入手順書」に従うこと。

土岐市グリーン購入 手順書



●土岐市グリーン購入基本方針の基本原則に従って、環境負荷の低減に十分配慮した物品を選定する

●国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)に記載される判断基準を参考に物品を選定する

※仕様書に判断基準を明らかにすることを推奨します

令和7年度 特定調達品目一覧

●「特定調達品目一覧」は、本市が重点的にグリーン購入を推進する物品等(以下「特定調達品目」という。)と、その判断の基準(以下「判断基準」という。)、選定の参考となる環境ラベル(詳しくは「【別紙1】環境ラベル一覧」を参照)を示しています。

●物品の購入等を行う際には、その必要性・数量を十分に検討した後、まずこの「特定調達品目一覧」に掲載されている品目であるかどうかを確認しましょう。施設改修等に伴う買い換えも含まれます。(エアコンディショナー、照明器具等)

●掲載されている品目であれば、判断基準に適合するかどうか確認をしてください。なお、「【別紙2】単価契約物品・管理物品 特定調達品目該当品目表」に掲載されているものについては、すでに判断基準に適合したものが購入できます。

●判断基準に適合するかどうかの確認は、カタログやホームページ等に表示されている環境情報(古紙配合率、再生プラスチック使用率など)や、環境ラベルを参考にしましょう。

●5万円以上の特定調達品目の購入等を行う際には、仕様書に判断基準または判断基準に適合した品名などを明記してください。

●文具類などで、詰め替えが可能なものについては、積極的に詰め替えで対応しましょう。

●基本的に「特定調達品目一覧」の判断基準に従うことで予算の削減にもつながるものと考えていますが、著しく割高になってしまう場合は各課長・施設長の判断に委ねます。

●この特定調達品目一覧に掲載のない品目であっても、環境に配慮した製品を購入するよう心掛けてください。国ではさらに多種多様な品目を特定調達品目として定め、判断基準を設けていますので参考にし、仕様書にも明記することを推奨します。(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)

●購入するすべての製品の共通の配慮事項として、「製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること」とします。

●すべての特定調達品目において、適合品調達率の目標は100%とします。

共通の判断の基準	
原材料に鉄鋼が使用された物品	●基準値1は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ●環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。
紙類(4品目)	
参考となる環境ラベル	 エコマーク【(公財)日本環境協会】
特定調達品目と判断基準	
コピー用紙	●総合評価値が80以上 ●パージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳の表示(製品に記載できない場合はウェブサイト等で確認できること)
印刷用紙(中質紙及び更半紙)	●総合評価値が80以上 ●パージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳の表示(製品に記載できない場合はウェブサイト等で確認できること) ●再生利用しにくい加工が施されていないこと
トイレトペーパー	●古紙パルプ配合率100%
ティッシュペーパー	

文具類(82品目)	
参考となる環境ラベル	 エコマーク【(公財)日本環境協会】
特定調達品目と判断基準	
文具類の共通基準	次のいずれかの要件を満たすこと ①【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料の場合は20%以上)又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果があるものを使用している ②【金属を除く主要材料が木の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ③【金属を除く主要材料が紙の場合】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること ⑤【大部分の材料が金属類の場合】 ●原材料の使用量削減及び部品等の軽量化・減量化が図られた製品設計であること ●使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。安全性などを考慮し、容易に分解分別できないものは除く。また、全ての材料が金属である場合もこのかぎりでない。
シャープペンシル	●共通基準を適用
シャープペンシル替芯	●容器に共通基準を適用
ボールペン	●共通基準に加え、芯が交換できること
マーキングペン	●共通基準を適用
鉛筆(色鉛筆も含む)	●共通基準を適用
スタンプ台	【主要材料が下記を満たすこと】
朱肉	●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
印章セット	●共通基準を適用
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	●巻紙(スリーブ)又はケースに共通基準を適用
ステープラー(ホッチキス)	【主要材料が下記を満たすこと】
	●再生プラスチック配合率70%以上、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
ステープラー針リムーバー	●再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がなされていること
連射式クリップ(本体)	【主要材料が下記を満たすこと】
事務用修正具(テープ)	●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
事務用修正具(液状)	●容器に共通基準を適用
クラフトテープ	●テープ基材が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上、バージンパルプの合法性の担保
布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む)	●テープ基材(ラミネート層を除くことができる)が再生プラスチック配合率40%以上、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
両面粘着紙テープ	●テープ基材が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上、バージンパルプの合法性の担保
製本テープ	●テープ基材に共通基準を適用
ブックスタンド	【主要材料が下記を満たすこと】
	●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの

ペンスタンド	●共通基準を適用
クリップケース	
はさみ	
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	●容器に共通基準を適用
鉛筆削(手動)	●共通基準を適用
OAクリーナー(ウェットタイプ)	【容器に使用される主要材料が下記を満たすこと】 ●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
OAクリーナー(液タイプ)	●容器に共通基準を適用
ダストブロワー	●フロン類が使用されていないこと、可燃性の高い物質が使用されている場合は取扱いについて記載があること
レターケース	●共通基準を適用
メディアケース	【次のいずれかの要件を満たすこと】 ●主要材料がプラスチックの場合は再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、それ以外の場合は共通基準をみたすこと ●スリムタイプのケースである ●バイオマスプラスチックで環境負荷低減効果があるものを使用している
マウスパッド	●共通基準を適用
OAフィルター(枠あり)	【次のいずれかの要件を満たすこと】 ●共通基準の適用を満たす ●バイオマスプラスチックで環境負荷低減効果があるものを使用している ●枠部は再生プラスチック配合率50%以上
丸刃式紙裁断機	●共通基準を適用
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	【次のいずれかの要件を満たすこと】 ●再生プラスチック配合率30%以上 ●バイオマスプラスチックで環境負荷低減効果があるものを使用している
絵筆	【主要材料が下記を満たすこと】 ●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
絵の具	●容器に共通基準を適用
墨汁	
のり(液状)(補充用を含む)	
のり(澱粉のり)(補充用を含む)	
のり(固形)(補充用を含む)	
のり(テープ)	

ファイル	【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上、バージンパルプの合法性の担保 ●それ以外の場合は共通基準をみたすこと
バインダー	【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上、バージンパルプの合法性の担保、それ以外の場合は共通基準を適用
ファイリング用品	●共通基準を適用
アルバム(台紙を含む)	
つづりひも	【次のいずれかの要件を満たすこと】 ●主要材料が紙の場合、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上、バージンパルプの合法性の担保 ●主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの ●それ以外の場合は共通基準をみたすこと
カードケース	●共通基準を適用
事務用封筒(紙製)	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%、バージンパルプの合法性の担保 ※各課・施設にて独自に作成(外注)する場合を含む
窓付き封筒(紙製)	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上(窓は適用外)、バージンパルプの合法性の担保 ●窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用
けい紙	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上、バージンパルプの合法性の担保
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	●共通基準を適用
タックラベル	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上、バージンパルプの合法性の担保
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	●共通基準を適用
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザ	
額縁	
テープ印字機等用カセット	【次のいずれかの要件を満たすこと】 ●共通基準の適用を満たすこと ●次の要件を満たすこと ア. 使用済製品にテープ部分を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが表記されていること イ. 通常の使用条件により5回以上繰り返して使用することが可能であること ウ. 工場で再充填される製品は、使用済製品の回収システムがあること エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率が製品全体の重量の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち、再使用・再生使用できない部分は、適正処理の上、単純埋立されないこと
テープ印字機等用テープ	【次のいずれかの要件を満たすこと】 ●共通基準の適用を満たすこと ●テープ部分を交換することで、テープ印字機などをそのまま使用できること
ごみ箱	【主要材料が以下の基準を満たすこと】 ●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)、又はバイオマスプラスチックであり環境負荷低減効果が確認されたもの
リサイクルボックス	

缶・ボトルつぶし機(手動)	●共通基準を適用
名札(机上用)	
名札(衣服取付型・首下げ型)	
鍵かけ(フックを含む)	
チョーク	●再生材料10%以上
グラウンド用白線	●再生材料70%以上
梱包用バンド	【次のいずれかの要件をみたすこと】 ●主要材料が紙の場合は古紙パルプ配合率100% ●主要材料がプラスチックの場合はポストコンシューマの再生プラスチックが25%以上(PETボトルリサイクル品は除く)

電子計算機等(1品目)	
参考となる環境ラベル	 エコマーク【(公財)日本環境協会】
	 省エネラベリング制度【経済産業省(省エネルギーセンター)】
	 国際エネルギースタープログラム(エネスタ)
特定調達品目と判断基準	
電子計算機(パソコン)	1. 【エネルギー消費効率が次の要件を満たすこと】 ●サーバー型電子計算機は、省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) ●クライアント型電子計算機は、省エネ法に基づくエネルギー基準を満たすこと、若しくは国際エネルギースタープログラム(Ver.7.0以上)の基準を満たすこと 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること 3. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること(一般行政事務用ノートPCに適用) 4. 筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用)
オフィス機器等(1品目)	
参考となる環境ラベル	 JISマーク【日本工業標準調査会】
特定調達品目と判断基準	
一次電池又は小形充電式電池(単1形～単4形)	●一次電池はアルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) ●小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等
エアコンディショナー等(1品目)	
参考となる環境ラベル	 統一省エネラベル【経済産業省(省エネルギーセンター)】
特定調達品目と判断基準	
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	①家庭用エアコンディショナーは、エネルギー消費効率が【別紙3】表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率または算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーは、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。 ア. エネルギー消費効率が【別紙3】表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること ④特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。

照明(2品目)	
	 統一省エネラベル【経済産業省(省エネルギーセンター)】 ※家庭用蛍光灯照明器具に適用(4つ☆、5つ☆)
	 省エネラベリング制度【経済産業省(省エネルギーセンター)】 ※施設用及び卓上スタンド蛍光灯照明器具、電球形蛍光灯ランプに適用
	 エコマーク【(公財)日本環境協会】 ※電球形LEDランプに適用
特定調達品目と判断基準	
LED照明器具	【投光器及び防犯灯を除くLED照明器具】 ● 固有エネルギー消費効率が基準値以上(【別紙4】表1-1、表1-2) 昼光色、昼白色、白色:120lm/W (ダウンライトで器具埋込穴300mm以下は95lm/W、高天井器具は130lm/W) 温白色、電球色:85lm/W (ダウンライトで器具埋込穴300mm以下は80lm/W) ● 平均演色評価数Ra80以上(ダウンライト及び高天井器具はRa70以上) 【投光器及び防犯灯】 ● 固有エネルギー消費効率が基準値以上(【別紙4】表2) 昼光色、昼白色、白色:105lm/W(投光器) 80lm/W(防犯灯) 温白色、電球色:90lm/W(投光器) (防犯灯は対象外) ● 平均演色評価数Ra70以上 【共通】 ● LED モジュール寿命が40,000 時間以上 ● 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有率が基準値以下であり、含有情報が公表されている
電球形LEDランプ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと ア. 口金の種類がE17又はGX53の場合は、【別紙4】表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が【別紙4】表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
自動車等(1品目)	
参考となる環境ラベル	 自動車の燃費性能の評価及び公表【国土交通省】
	 低排出ガス車認定【国土交通省】
特定調達品目と判断基準	
自動車	【乗用車については、次の要件を満たすこと】 ア. 電動車等であること。ハイブリッド自動車の場合は、【別紙5】表1の区分の排出ガス基準に適用するとともに、【別紙5】表2の区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ備考の算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 【小型貨物車については、次の要件を満たすこと】 電動車等であること。

消火器(1品目)	
参考となる環境ラベル	 エコマーク【(公財)日本環境協会】
特定調達品目と判断基準	
消火器	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと ア. 消火剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分は適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
制服・作業服等(2品目)	
参考となる環境ラベル	 エコマーク【(公財)日本環境協会】  エコ・ユニフォームマーク【日本被服工業組合連合会】  PETボトルリサイクル推奨マーク【PETボトルリサイクル推進協議会】
特定調達品目と判断基準	
制服・作業服	【次のいずれかを満たすこと】 ●再生PET樹脂配合率が25%以上(裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収及び再使用(又は再生利用)システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収及び再使用(又は再生利用)システムの保有 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
帽子	【次のいずれかを満たすこと】 ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収及び再使用(又は再生利用)システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上

役務(印刷)	
	 エコマーク【(公財)日本環境協会】 ※印刷用紙の選定に適応
参考となる環境ラベル	 植物油インキマーク【印刷インキ工業連合会】
	 NL規制(印刷インキに関する自主規制)【印刷インキ工業連合会】
特定調達品目と判断基準	
印刷	<共通> ●基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。 ①総合評価値80以上の用紙が使用されていること。冊子形状のものは表紙を除く。紙の原料にバージンパルプが使用される場合はその原料の原木は、伐採にあたり原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし適切に手続きされたものであること。間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②【別紙6】表1中のB、C、Dランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適正を表示すること。 ④印刷の各工程で【別紙6】表2中の環境配慮のための措置が講じられていること。 ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ. 環境報告書等を作成・公表している事業者であること。 ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者(工場等)であること。 <個別> ①オフセット印刷 ア. バイオマス含有したインキであり、かつ、芳香成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式(乾式トナーに限る)は、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断基準を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式(湿式トナーに限る)又はインクジェット方式は、トナーまたはインクの化学安全性が確認されていること。

【別紙1】

環境ラベル一覧

【判断基準適合の確認に参考となる環境ラベル】

	＜グリーン購入法の適合品に関するマーク＞ グリーン購入法に適合している製品に対し、各種のメーカーやカタログ等では固有のマークで適合品の表示しています。（マークはメーカーやカタログによって異なります。）
	＜エコマーク＞ 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つとして、（公財）日本環境協会が認定した商品につけられるマークです。
	＜省エネラベリング制度＞ 省エネ法により定められた省エネ基準（トップランナー基準）をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。表示方法等についてJIS規格が制定されています。
	＜統一省エネラベル＞ 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。
	＜燃費基準達成車＞ 自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および25%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示しています。
	＜低排出ガス車＞ 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。
	＜エコ・ユニフォームマーク＞ 日本被服工業組合連合会が、グリーン購入法の判断基準と同一の基準を満たしている製品に対し表示しているマークです。
	
	＜PETボトルリサイクル推奨マーク＞ 再生PET樹脂が25%以上原料として使用されている商品につけられるマークです。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度です。

【紙類の選定に参考となるラベル】

	＜FSC認証制度(森林認証制度)＞ 適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証(FM認証)」を受けた森林からの木材を原料とし、その加工・流通が適切に行われている認証(「CoC認証」)を受けて生産された製品であることを示します。
	＜PEFC 森林認証プログラム＞ 森林管理の政府間プロセス基準に則って森林管理がなされていること認証する「森林管理認証」を受けた森林からの木材を原料とし、その加工・流通が適切に行われている認証(CoC認証)を受けていることを示します。
	＜間伐材マーク＞ 間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。

※環境省の「環境ラベル等データベース」及びラベルを認定している機関のホームページを基に作成しています。

【別紙2】

単価契約物品・管理物品 特定調達品目該当品目表

紙類		
特定調達品目名	物品名	単価契約・指定物品
コピー用紙	PPC用紙	単価契約
トイレットペーパー	トイレットペーパー	単価契約

文具類		
特定調達品目名	物品名	単価契約・指定物品
マーキングペン	油性マーカー	管理物品
	白板用サインペン	管理物品
	蛍光ペン	管理物品
クラフトテープ	ガムテープ(紙)	管理物品
粘着テープ(布粘着)	ガムテープ(布)	管理物品
のり(液状)(補充用を含む)	ペンタイプ液状糊	管理物品
のり(固形)	スティックタイプ糊	管理物品
ファイル	白表紙	単価契約
事務用封筒(紙製)	封筒	単価契約
インデックス	タックインデックス	管理物品
付箋紙	付せん紙	管理物品

OA機器		
特定調達品目名	物品名	単価契約・指定物品
一次電池又は小形充電式電池	乾電池	管理物品

制服・作業服		
特定調達品目名	物品名	単価契約・指定物品
制服・作業服	作業服(上着・ズボン)	単価契約

【別紙 3】

表 1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.6$ を上限、 $E=5.3$ を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.2$ を上限、 $E=4.9$ を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもの のうち室内機の運転を個別 制御するものを除く。）	3.2kW 以下	—	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	4.5
マルチタイプのものであっ て室内機の運転を個別制御 するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）」別表第 10 に規定する地域の区分のうち、1、2、3 又は 4 の地域をいう。

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:201 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（-15℃以下）で JIS B 8615-1:2013 6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

表 2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のものと 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	$E=6.0$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	$E=5.1$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので 室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	$E=5.7$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダクト 接続形のものと及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	$E=4.9$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW 未満	$E=4.7$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.7$

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : 通年エネルギー消費効率)

A : 冷房能力 (単位 : kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 21 年経済産業省告示第 213 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

【別紙 4】

【LED照明器具】

表 1－1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 1（投光器及び防犯灯を除く。）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする（表 1－2 及び表 2 において同じ。）。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。

3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。

4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表 1－2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 2（投光器及び防犯灯を除く。）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。

2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表 2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

【電球形LEDランプ】

表 1 E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表 2 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧 50V 以下のもの
- ②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表 2 E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表 2 の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

【別紙 5】

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。
- $$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$
- $$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$
- FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第 1 位未満を四捨五入)
- M : 車両重量 (kg)
- α : 燃費基準達成率であって 0.8
- β : 燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74
- 13 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をい

う。

16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

19 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

20 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

21 判断の基準①イについては、令和9年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考）1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24. 6km/L以上	27. 1km/L以上	19. 2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24. 5km/L以上	27. 0km/L以上	19. 2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23. 7km/L以上	26. 1km/L以上	18. 5km/L以上
車両重量が 971kg以上1, 081kg未満	23. 4km/L以上	25. 8km/L以上	18. 3km/L以上
車両重量が1, 081kg以上1, 196kg未満	21. 8km/L以上	24. 0km/L以上	17. 1km/L以上
車両重量が1, 196kg以上1, 311kg未満	20. 3km/L以上	22. 4km/L以上	15. 9km/L以上
車両重量が1, 311kg以上1, 421kg未満	19. 0km/L以上	20. 9km/L以上	14. 9km/L以上
車両重量が1, 421kg以上1, 531kg未満	17. 6km/L以上	19. 4km/L以上	13. 8km/L以上
車両重量が1, 531kg以上1, 651kg未満	16. 5km/L以上	18. 2km/L以上	12. 9km/L以上
車両重量が1, 651kg以上1, 761kg未満	15. 4km/L以上	17. 0km/L以上	12. 1km/L以上
車両重量が1, 761kg以上1, 871kg未満	14. 4km/L以上	15. 9km/L以上	11. 3km/L以上
車両重量が1, 871kg以上1, 991kg未満	13. 5km/L以上	14. 9km/L以上	10. 6km/L以上
車両重量が1, 991kg以上2, 101kg未満	12. 7km/L以上	14. 0km/L以上	10. 0km/L以上
車両重量が2, 101kg以上2, 271kg未満	11. 9km/L以上	13. 1km/L以上	9. 3km/L以上
車両重量が2, 271kg以上	10. 6km/L以上	11. 7km/L以上	8. 3km/L以上

印刷の判断基準について

- 総合評価値が 80 以上の情報・印刷用紙の使用（冊子の表紙は除く）
 - リサイクル適正 A ランク用の紙、インキ等の資材の使用（「表 1 古紙リサイクル適正ランクリスト」参照）
- ※その他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載
- オフセット印刷については、バイオマス含有植物油インキ、大豆油インキの使用、NL 規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用
 - デジタル印刷については、化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用

※調達者は、発注時に納入業者に「表 3 資材確認票」の提出を要請し、使用する資材についてリサイクル適正の確認を行うことが求められます。資材確認票は、印刷物作成者（印刷業者等）によって記入され、納入業者が発注者（調達者）に提出する流れとなります。

※この判断基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷です。ただし、委託事業等で印刷物の製作が含まれる場合なども、可能な限り判断基準を満たすように努めてください（ex 計画の成果物）。

①総合評価値 80 以上の印刷用紙について

総合評価制度とは、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、その製品における環境価値を総合的に評価する制度です。

基本項目と加点項目で評価します。（詳しくは、環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参照。）

この総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用することとします。

②古紙リサイクル適正ランクについて

印刷物はのちに資源物として回収されリサイクルされます。リサイクルを阻害する要因となる材料を使用せず、円滑なリサイクルを促進します。「表 1 古紙リサイクル適正ランクリスト」の C、D ランクの材料は紙及び板紙へのリサイクルの阻害因子となります。印刷物の用途からやむを得ず C、D ランクの材料を使用する場合は、分別が可能なものとし、その使用部位と廃棄方法を記載してください。

例：総合評価値 80 以上の紙を用い、他の材料も A、B ランクのものを使用しているが、耐久性を増すために製本加工を C ランクの材料を使用して布クロス貼りにした。このような場合、

「この印刷物は、製本に使っているクロスがリサイクルに適さないため、廃棄時にはクロスを取り除いてください。クロスは可燃ごみ、本書は資源物に出してください。」などと記載してください。

③オフセット印刷について

オフセット印刷とは、インキを一度ゴムのブランケットに転写してから紙に移す方式で、平版印刷では主にこのオフセット印刷が行われています。

植物由来の油とは、大豆油をはじめ、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油や、それらを主体とした廃食用油をリサイクルした再生油等をいいます。 これらを基準量以上含むインキを「植物油インキ」といいます。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファインシーペーパー (A)*／樹脂含浸紙 (水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファインシーペーパー (B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファインシーペーパー (C)*／樹脂含浸紙 (水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—

④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）
----------	---	-------------------------	--	---------------------------

備考） 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 ＊印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表 2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項 目	基 準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印 刷	オフ セ ット	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・ 水なし印刷システムを導入していること。 ・ 湿し水循環システムを導入していること。 ・ VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。 ・ 自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・ VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・ 廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理

	デ ジ タ ル		装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
		印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面 加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本 加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

- 備考）
- 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
 - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
 - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。
 - 6 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程の VOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・

振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

- 7 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表 3 資材確認票の様式（例）

						作成年月日： 年 月 日		
						御中		
件名：								
						資 材 確 認 票		
						〇〇印刷株式会社		
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考		
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇			
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇			
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇			
	カバー	－	－					
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇			
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	〇〇化学／〇〇			
	表面加工	○	A	OP ニス	〇〇化学／〇〇			
	その他加工	－	－					
その他								



使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。